



平成23年2月10日

大浦株式会社（都城大丸）発行の
商品券をお持ちの皆様へ

九州財務局

大浦株式会社（都城大丸）発行の商品券に係る発行保証金の還付（返還）について

平成23年2月8日、宮崎地方裁判所において民事再生手続開始の決定がなされた大浦株式会社（都城大丸）（以下、「大浦（株）」という。）が発行した商品券の保有者への発行保証金の還付について、以下のとおりお知らせします。

なお、今後の予定については、その詳細が決定次第お知らせします。

1. 大浦（株）は、「資金決済に関する法律」の規制を受ける登録業者（九州財務局長第 00047号）であり、同法に基づき、平成22年9月30日基準日における商品券の未使用残高の2分の1以上の額に相当する額については、保全措置（発行保証金の供託）がなされています。

今後、商品券保有者に対して、同法に定められた手続きに従い、発行保証金が還付されることとなります。

2. 還付手続きの詳細については、今後、官報や当局ホームページ等に掲載して、周知を図ることとしています。

つきましては、大浦（株）発行の商品券をお持ちの方は、それまでの間は大切に保管しておいてください。

(注)・ 今般の資金決済に関する法律に定める還付手続きは、友の会お買物券は対象外です。

なお、友の会お買物券については、九州経済産業局産業部消費経済課

（電話092-482-5459・5460）

にお問い合わせ下さい。

- ・ 大浦（株）は、J. フロントリテイリング傘下の大丸グループとの資本関係はありません。

照会先

九州財務局理財部金融監督第三課

電話 096-353-6351

内線 3244、3247、3243

宮崎財務事務所理財課

電話 0985-22-7101

内線 32、33